

職員のみなさん、無理な 時間外労働をいませんか？

子供もまだ小さいし、早く帰ってあげたいけど、なかなか仕事が終わらない。
どうしよう・・・

そんな方は・・・↓↓↓

養育する子供が小学校に入るまで、又は要介護状態にある家族を介護する職員は、時間外労働を制限したい場合、申し出をすれば、就業規則の規程及び時間外労働に関する協定に関わらず、

**1ヶ月について24時間、1年
について150時間を超えて時
間外労働をしなくていいです！**



但し、日々雇用者・勤続1年未満・1週間の所定労働日数が2日以下の職員は申し出をすることができません。

期間は1回につき1ヶ月以上1年以内です。

申し出をする者は制限予定開始日の1か月前までに時間外労働制限申出書を上司を経て施設長に提出しなければなりません。

※詳細は育児・介護休業等に関する規則 第7章をご覧ください

